

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和2年4月

この「支援制度のお知らせ」は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策としての支援制度等をまとめたものです。
詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。
なお、今後も感染症の影響を注視しながら、新たな支援制度等についても検討を行って参ります。支援制度等の詳細が決まり次第、順次お知らせいたします。

も く じ

1. 経済・生活面の支援

- 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴う学校給食費の返還 p. 1
- 生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】 p. 2
- 生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】 p. 2

2. 中小企業者への支援

(1)各種助成制度

- 中小企業資金融資利子の助成 p. 2
- 中小企業資金融資保証料の助成 p. 3

(2)中小企業者向け融資制度

p. 3~4

1. 経済・生活面の支援

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴う学校給食費を返還します



教育部学校教育課
☎42-3512

◆新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業に伴う学校給食費の返還とは

下記の「対象となる方」へ臨時休業により給食が中止となった日数に応じて、既に支払われた給食費を返還するものです。

◆対象となる方は

臨時休業を行った小・中学校に通う子どもの保護者

◆返還額は

給食が中止となった日数×給食単価

◆対象となる期間は

令和2年3月3日から令和2年3月24日まで

◆返還の手続きは

対象となる方には、別途通知いたします。



栗原市